

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を改正する条例（平成23年10月31日京都市条例第12号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市知的障害者更生施設大原野の杜について、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設としての事業を廃止し、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行うこととしたことに伴い、施設の名称を変更するとともに、当該事業に係る利用資格及び利用料金を定めることとしました。

この条例は、平成23年11月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第12号

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者支援施設大原野の杜条例

第1条中「知的障害者更生施設を」を「障害者支援施設を」に、「京都市知的障害者更生施設大原野の杜」を「京都市障害者支援施設大原野の杜」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市知的障害者更生施設大原野の杜」を「京都市障害者支援施設大原野の杜」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(次号に掲げるものを除く。)のうち、別に定めるものを行う事業

第2条第2号中「第5条第9項」を「第5条第12項」に、「短期入所」を「施設入所支援」に改める。

第4条を次のように改める。

(利用資格及び入所定数)

第4条 第2条第1号及び第2号に掲げる事業に関し施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者
- (2) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者
- (3) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第16条第1項第2号に掲げる措置を受けた者

2 第2条第3号に掲げる事業に関し施設を利用することができる者は、利用しようとする当該事業に関してその費用を支給する旨の市長の決定を受けた障害者とする。

3 施設の入所定数(施設入所支援に係るものに限る。)は、50人とする。

第6条第1項中「第4条第1項第3号及び附則第2項」を「第4条第1項第2号及び第

3号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「第2条第2号」を「第2条第1号及び第2号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「短期入所」を「法第5条第9項に規定する短期入所」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「知的障害者更生施設大原野の杜」を「障害者支援施設大原野の杜」に改める。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)